

関税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（関税関係帳簿書類の保存方法等）</p> <p>第一条の三 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「<u>関税関係帳簿書類</u>」と、同規則第三条第一項、第五項第五号、同規則第四条第三項及び第六条第一項中「<u>法第四条第一項</u>」とあるのは「<u>関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項</u>」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「<u>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</u>」と、「<u>受けている国税関係帳簿</u>」とあるのは「<u>受けている</u>」と、</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（関税関係帳簿書類の保存方法等）</p> <p>第一条の三 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「<u>国税関係帳簿書類</u>」とあるのは「<u>関税関係帳簿書類</u>」と、同規則第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、同規則第四条第三項並びに第六条第一項中「<u>法第四条第一項</u>」とあるのは「<u>関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項</u>」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「<u>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</u>」と、「<u>受けている国税関係帳簿</u>」とあるの</p>

関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。

）と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第五号、同規則第四条第一項第一号及び第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、「日付又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する

は「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第一号ロ及び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは

法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第五項第二号ロ(1)、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第六号二及び第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第七号中「同号イ中」、「勘定科目」とあるのは、「その他の日付」とあるのは「同号中」輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法

「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第三項第二号中「取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」と、「契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のあるこれらの書類で、その記載された金額」と、同条第五項第二号ロ(3)、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号二及び第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第五号中「同号イ中」、「勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」とあるのは「同号中」輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日ま

第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「国税関係帳簿書類（国税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「国税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「国税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第一号中「申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」とあるのは「申請者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（

での間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「国税関係帳簿書類（国税関係帳簿又は国税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「国税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「国税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同項第三号及

次項において「承認税関長」という。）と、同条第一項第一号及び第二項第一号中「届出者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）」とあるのは「届出者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」とし、同条第一項第三号及び第二項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

（特例輸入者についての規定の準用）

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあ

び第二項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

（特例輸入者についての規定の準用）

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の八第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあ

るのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

るのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の十二第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条（第一項第二号を除く。）（国税関関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四条から第八条まで（国税関関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------------	-----------	---------

同上	同上	同上
----	----	----

<p>第三条第一項第一号、第三号、第四号、第五項第五号、第四条第一項第一号及び</p>		<p>第三条第一項</p>	<p>第三条第一項、第五項第五号、第四条第三項、第五条第三項及び第六条第一項</p>	<p>第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五條第一項及び第二項並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項</p>	
<p>国税関係帳簿</p>	<p>受けている国税関係帳簿</p>	<p>次に掲げる要件に</p>	<p>法第四条第一項</p>	<p>国税関係帳簿書類</p>	
<p>関税関係帳簿</p>	<p>受けている関税関係帳簿（関税法第九十四条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならぬこととされている帳簿をいう。以下同じ。）</p>	<p>第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に</p>	<p>関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第一項</p>	<p>関税関係帳簿書類</p>	
<p>第三条第一項第一号、第三号、第四号、第五項第一号口及び第三号、第四条第一</p>		<p>同上</p>	<p>第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、第四条第三項、第五条第三項並びに第六条第一項</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

第三条第二項		第一条、第二号		法第四条第二項		第一条		日付又は金額に係る記録項目		取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）		当該国税関係帳簿		第三条第一項第五号		第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項		第六条第一項第四号	
国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）		関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第二項		関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならない書		貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日		当該関税関係帳簿		貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日		当該関税関係帳簿		法第六条第一項		関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項			
同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		項第一号並びに第六条第一項第四号	
同上		同上		同上		日付又は金額に係る記録項目		同上		同上		同上		同上		同上			
同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上		同上			

	第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項	法第四条第三項	「日付」	日付又は金額	その他の日付	、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目	類をいう。以下同じ。
	第三条第三項、第五項及び第六項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号	国税関係書類					
	第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第七号並びに第六項	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項	「取引年月日その他の日付」	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	取引年月日その他の日付	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日	
	第三条第三項、第五項及び第六項、第四条第二項並びに第六条第一項第四号	関税関係書類					

	第三条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項	同上	「日付け」	日付け又は金額	その他の日付け	同上	
	第三条第三項第二号	同上					
	第三条第三項第二号	同上	「日付け」	同上	取引年月日その他の日付け	同上	
	第三条第三項第二号	同上					

<p>第三条第五項第二号 ロ(3)、第四条第 一項第五号及び第 三項第一号並びに第 八条第一項</p>	<p>国税に関する法律</p>	<p>関税法施行令第八十 三条第六項</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>第三条第五項第四号 二及び第六項</p>	<p>国税庁長官</p>	<p>財務大臣</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>第三条第五項第五号</p>	<p>同号イ中「勘定科 目」とあるのは、「 その他の日付」</p>	<p>同号中「輸入の許可 の年月日」とあるの は「取引年月日その 他の日付」</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>第四条第一項</p>	<p>法第五条第一項</p>	<p>関税法第九十四条第 三項において準用す る法第五条第一項</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>第四条第一項第二号</p>	<p>受けている国税関係 帳簿</p>	<p>受けている関税関係 帳簿</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>取引年月日その他 の日付及び勘定科目 (勘定科目が主要な</p>	<p>国税関係帳簿の種類</p>	<p>輸入の許可の年月日</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>契約金額の記載のある 契約書又は金銭若 しくは有価証券の受 取書で、その記載さ れた契約金額又は受 取金額</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>の他これらに準ずる 書類 金額の記載のあるこ れらの書類で、その 記載された金額</p>

第四条第二項		<p>記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。</p>	
<p>第四条第一項第五号</p>	<p>国税関係帳簿の当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）</p>	<p>関税関係帳簿の三年を経過する日までの間</p>	
<p>法第五条第二項</p>	<p>関税法第九十四条第</p>		
<p>同上</p>	<p>同上</p>		
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

<p>第四条第三項及び第四項</p>	<p>第四条第三項第一号</p>	<p>国税関係帳簿書類の全部</p>	<p>国税関係帳簿書類の保存</p>	<p>法第九條</p>	<p>申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定</p>
<p>国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）</p>	<p>法第五條第三項</p>	<p>国税関係帳簿書類（</p>	<p>以下同じ。）の全部</p>	<p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第五條第二項</p>	<p>輸入の許可の年月日</p>
<p>三項において準用する法第五條第二項</p>	<p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第五條第三項</p>	<p>關稅關係帳簿又は關稅關係書類をいう。</p>	<p>關稅關係帳簿書類の保存</p>	<p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第九條</p>	<p>申請者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>第五条第一項第五号 及び第六条</p>	<p>第五条第一項第四号</p>	<p>第五条第一項第二号 及び第六条</p>	
<p>法第七条第一項</p>	<p>法第六条第一項ただし書</p>	<p>等 保存場所及び納税地</p>	<p>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）</p>
<p>関税法第九十四条第三項において準用す</p>	<p>関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項ただし書</p>	<p>保存場所</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	

<p>第五条第三項 第五条第一項第五号 第六条第一項</p>	<p>第六条第一項 第六条第一項第一号 及び第二項第一号</p>	<p>第五条第三項、第六 条第一項及び第二項</p>	<p>所轄外税務署長 所轄税務署長等</p>	<p>法第七条第三項</p>	<p>法第六条第六項</p>	<p>法第八条第二項</p>		
<p>届出者の氏名又は名 称、住所若しくは居 所又は本店若しくは 主たる事務所の所在 地及び個人番号又は 法人番号（個人番号 又は法人番号を有し ない者にあつては、 氏名又は名称及び住</p>	<p>書類 承認済国税関係帳簿</p>	<p>書類 承認済国税関係帳簿</p>	<p>所轄外税務署長 所轄税関長</p>	<p>関税法第九十四条第 三項において準用す る法第七条第三項</p>	<p>関税法第九十四条第 三項において準用す る法第六条第六項</p>	<p>関税法第九十四条第 三項において準用す る法第八条第二項</p>	<p>関税法第九十四条第 三項において準用す る法第七条第一項</p>	
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>		
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>		
	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>		

	所若しくは居所又は 本店若しくは主たる 事務所の所在地	
第六条第一項第三号 及び第二項第三号	法第四条各項のい れか	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第四条各項のい ずれか
第六条第二項	法第七条第二項	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第七条第二項
第七条	法第六条	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第六条
第八条第一項	法第十条	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第十条
第八条第二項及び第 三項	法第十条ただし書	関税法第九十四条第 三項において準用す る法第十条ただし書

(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

第十一条 前条の規定は、法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とある

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

第十一条 前条の規定は、法第九十四条第二項（帳簿の備付け等）に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「輸入の許可を受けた貨物の取引に関して

のは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。

、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「輸出の許可を受けた貨物に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。